

大和市教育委員会 9 月定例会

日 時 令和 8 年 9 月 2 9 日

午前 1 0 時 0 0 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会 議 時 間 の 決 定

3 会議録署名委員の決定

4 教 育 長 の 報 告

5 議 事

日程第 1（議案第 2 4 号） 令和 9 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針
について

日程第 2（議案第 2 5 号） 大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則について

日程第 3（議案第 2 6 号） 大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条
例案に関する意見聴取について

6 そ の 他

7 閉 会

（１）前月定例会以降の動き

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1. 大和市文化芸術活動支援補助金選考会議及び
やまと芸術文化ホール開放事業（舞台の部）
認定会議 | 8/18（火） | 大和市役所 |
| 2. Yamato school session 2026 | 8/26（水） | 文化創造拠点シリウス |
| 3. 夏のおもしろ科学館 2026 | 8/29（土） | 文化創造拠点シリウス |
| 4. 南林間自治会連合会夕涼み会 | 8/29（土） | 南林間中央公園 |
| 5. 大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会 | 8/31（月） | 大和市役所 |
| 6. 荻窪学園創立 50 周年記念式典 | 9/ 5（土） | ふかみ幼稚園 |
| 7. コスドンカップ
一般社団法人大和市野球連盟育成部秋季
学童軟式野球大会開会式 | 9/ 6（日） | 大和スタジアム |
| 8. 市民劇団演劇やまと塾公演 七福神の宴 + 1 | 9/ 6（日） | 保健福祉センター |
| 9. 引地台中学校分教室説明会 | 9/13（日） | 文化創造拠点シリウス |
| | 9/14（月） | 市民活動拠点ベテルギウス |
| 10. 熊野神社例大祭 | 9/23（水） | 大東公園 |
| 11. 秋の全国交通安全運動に伴う街頭キャンペーン | 9/24（木） | 鶴間交差点及びイトーヨーカドー
大和鶴間店周辺 |
| 12. やまと国際アートフェスタ | 9/25（金） | 文化創造拠点シリウス |
| 13. 大和市青少年問題協議会 | 9/28（月） | 保健福祉センター |

（２）令和 8 年大和市議会第 3 回定例会日程

- ・本 会 議 初 日 8/27（木） 一般質問 9/15（火）・16（水）・17（木）
最終日 9/25（金）
- ・委 員 会 こども教育常任委員会 9/ 1（火）

○ 一般質問の概要

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ① 町田 零二 議員 | ・ 小学校体育館への空調設備の整備について |
| ② 福本 隆史 議員 | ・ 記録的短時間大雨の際の洪水浸水想定区域内 6 校の対応について |
| ③ 山田 己智恵 議員 | ・ 学校の危機管理について |
| ④ 中村 一夫 議員 | ・ 特別支援学校誘致について |
| ⑤ 吉田 奈々 議員 | ・ 子どもたちが「命の大切さ」を知る機会について |
| ⑥ 堀口 香奈 議員 | ・ 子どもの命を守る熱中症対策について |
| ⑦ 大波 修二 議員 | ・ 平和について |
| ⑧ 青木 正始 議員 | ・ 小中学校における防災教育について |
| ⑨ 金原 忠博 議員 | ・ 「戦争を知らない世代」が、なぜ戦争が起きたのかを学ぶことについて |

(3) 次月定例会までの予定

1. 大和市戦没者追悼式	10/ 2 (金)	保健福祉センター
2. 県央教育事務所管内教育長会議	10/ 6 (火)	厚木市役所
3. 綾瀬市行政視察対応	10/ 7 (水)	渋谷小学校
4. 大和市野球選手権大会及び 大和市内高等学校交流大会開会式	10/10 (土)	大和スタジアム
5. 青少年発明くふう展	10/10 (土)	文化創造拠点シリウス
6. 大和市太極拳フェスティバル2026開会式	10/12 (月)	三機 MIRAI スポーツセンター大和
7. 違法駐車追放運動に伴う街頭キャンペーン	10/15 (木)	中央林間駅東側
8. 神奈川県都市教育長協議会臨時総会	10/16 (金)	平塚市役所
9. 神奈川県市町村教育長会連合会総会	10/19 (月)	ミナカ小田原コンベンションホール
10. 美術講演会	10/20 (火)	文化創造拠点シリウス

議案第 24 号

令和 9 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について

令和 9 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について、審議願いたく提案する。

令和 8 年 9 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 藤 井 明

令和9年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針

大和市教育委員会

大和市教育委員会は、学校の組織としての能力を高めるとともに、教職員の意欲と専門性の向上を図るため、また、教職員の世代交代が円滑に進むよう、人事異動にあたっては、次の事項を基本方針とし、関係機関の協力のもとに教職員の適正な配置に努めるものとする。

【基本方針】

1. 組織力の向上を図る。

本市教育の活性化を図り、多様な教育課題に対応し、教育効果を高めるため、積極的に転任及び配置換えを行い、教職員組織の充実と均衡化に努め、魅力ある学校づくりの推進と学校の組織力の向上を図る。

2. 人材育成を推進する。

世代交代が進み、教職員の年齢構成等が変わりつつある中、全市的な視野に立った人事異動により、一人ひとりの教職員が多様な経験を積み、組織内での自らの役割を意識し、意欲的に力を発揮できるよう、人材育成を推進する。

令和8年度教職員人事概要

◎ 令和8年5月1日現在の教職員数（定数）

小学校：742人

中学校：401人 計 1,143人

1. 総括教諭・教諭の男女・年齢別【正規職員のみ（産休・育休者含む）】（令和8年5月1日現在）

年齢		30歳以下	31～40歳	41～50歳	51～62歳	計	男女の比率
小学校	男	55	110	67	15	247	40.4%
	女	95	144	91	34	364	59.6%
	計	150	254	158	49	611	100.0%
	率	24.5%	41.6%	25.9%	8.0%	100.0%	—
中学校	男	40	60	43	12	155	55.6%
	女	38	53	24	9	124	44.4%
	計	78	113	67	21	279	100.0%
	率	28.0%	40.5%	24.0%	7.5%	100.0%	—

※再任用は含まない。

2. 同一校多年勤務者数（総括教諭・教諭）（令和9年3月31日見込）

	10年以上	9年	8年	計	割合
小学校	6	6	53	65人	10.6%
中学校	6	5	15	26人	10.4%

3. 令和7年度末異動状況（教職員）

		小学校	中学校	計
辞職		16	10	26
転出	県内	0	0	2
	県外	2	0	
管理職異動		15	3	18
市内配置換		44	34	78
転入		8	5	13
新採用	男	7	7	28
	女	6	8	
計		98	67	165

辞職→定年（R7はなし）、勸奨、普通、
辞職C、県立、国大、中等、
県特交流

転出→県内 校種を変えずに転任
県外 県外・政令市で採用

転入→管内、管外からの転入
県特戻り 採用C（総括まで）

4. 新採用教職員数の推移（教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員を含む）

年度	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
小学校	29	30	36	37	40	36	38	23	27	32	30	13
中学校	13	13	15	22	19	16	17	13	12	15	14	15
計	42	43	51	59	59	52	55	36	39	47	44	28

5. 再任用教職員数の推移

年 度		2 7	2 8	2 9	3 0	R 1	2	3	4	5	6	7	8
小 学 校	教 諭	3 3	2 8	2 5	2 2	2 4	2 3	2 1	1 7	1 4	7	5	4
	養護教諭	0	0	2	2	0	0	2	2	1	0	0	0
	栄養職員	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務職員	4	6	4	3	2	2	1	1	2	0	0	0
中 学 校	教 諭	2 0	2 3	2 0	1 7	2 2	2 6	3 1	3 0	2 7	2 3	2 6	1 6
	養護教諭	0	0	0	0	1	2	2	1	1	1	1	0
	栄養職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務職員	0	1	1	1	2	1	0	0	0	1	1	1
合 計		5 7	5 8	5 2	4 7	5 1	5 4	5 7	5 1	4 5	3 2	3 3	2 1

6. 児童・生徒・教職員数等の推移

(各年度 5月1日現在)

年度	小 学 校				中 学 校			
	学校数 (校)	児童数 (人)	学級数 (C)	教職員 数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学級数 (C)	教職員 数 (人)
2 7	1 9	11,628	435	659	9	5,517	175	360
2 8	1 9	11,618	434	663	9	5,467	174	356
2 9	1 9	11,729	440	664	9	5,432	175	363
3 0	1 9	11,880	445	678	9	5,305	176	359
1	1 9	11,799	446	695	9	5,338	177	365
2	1 9	11,926	458	708	9	5,359	183	369
3	1 9	11,777	459	719	9	5,571	188	376
4	1 9	11,797	466	726	9	5,600	190	380
5	1 9	11,778	474	745	9	5,669	190	382
6	1 9	11,721	481	743	9	5,577	189	383
7	1 9	11,661	489	747	9	5,515	186	385
8	1 9	11,529	484	742	9	5,544	200	401

7. 令和8年度学年別児童・生徒数

(令和8年5月1日現在)

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特別支援	計
小学校	1,753	1,736	1,818	1,834	1,867	1,859	662	11,529
中学校	1,791	1,719	1,797				237	5,544

議案第 25 号

大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則について

大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

令和 8 年 9 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 藤 井 明

大和市教委規則第 号

大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則

大和市奨学金給付規則（昭和49年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「もの」を「者」に改め、同条第2号中「。（」を「（」に、「高校就学費用」を「高等学校等就学費」に改め、「。）」の次に「。」を加える。

第3条第1項中「40,000円」を「60,000円」に改め、同条第2項ただし書中「更新」の次に「の」を加える。

第4条第1項中「者は」を「ものは」に改め、同条第2項中「更新申請を」を「更新を」に改め、「（以下「更新申請者」という。）」を削り、「提出しなければ」を「更新の申請をしなければ」に改める。

第5条第1項中「（以下「審査会」という。）に諮り」を「の意見を聴き」に改め、同条第2項中「の」を「に規定する」に改める。

第6条中「9月」を「9月30日」に改める。

第8条ただし書中「又は」を「、又は」に改める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

大和市奨学金給付規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
(奨学金の受給資格) 第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に該当する<u>者</u>でなければならない。 (1) 略 (2) 学資の支弁が困難であること（生活保護法（昭和25年法律第144号）第17条第2号の規定に該当するものとして、<u>高等学校等就学費</u>の給付を受ける者を除く。）<u>。</u> (3)・(4) 略 (奨学金の額及び給付期間) 第3条 奨学金の額は、年額<u>60,000円</u>とする。 2 前項に規定する奨学金の給付期間は、1年間とする。ただし、在学する高等学校等の正規の修業期間は、<u>更新の申請</u>ができるものとする。 (奨学金の給付申請) 第4条 大和市立中学校第3学年に在籍する者で、奨学金の給付を受けようとする<u>もの</u>は、奨学金給付申請書（以下「申請書」という。）に在籍する中学校の長（以下「中学校長」という。）の推薦書を添え、中学校長を経由して大和市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。 2 高等学校等第2学年以上の者で、更新を希望する者は、申請書に在籍する高等学校等の長が作成した在学証明書兼報告書を添えて、委員会に<u>更新の申請</u>をしなければならない。 3 略	(奨学金の受給資格) 第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に該当する<u>もの</u>でなければならない。 (1) 略 (2) 学資の支弁が困難であること。<u>。</u>（生活保護法（昭和25年法律第144号）第17条第2号の規定に該当するものとして、<u>高校就学費用</u>の給付を受ける者を除く。） (3)・(4) 略 (奨学金の額及び給付期間) 第3条 奨学金の額は、年額<u>40,000円</u>とする。 2 前項に規定する奨学金の給付期間は、1年間とする。ただし、在学する高等学校等の正規の修業期間は、更新申請ができるものとする。 (奨学金の給付申請) 第4条 大和市立中学校第3学年に在籍する者で、奨学金の給付を受けようとする<u>者</u>は、奨学金給付申請書（以下「申請書」という。）に在籍する中学校の長（以下「中学校長」という。）の推薦書を添え、中学校長を経由して大和市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。 2 高等学校等第2学年以上の者で、更新<u>申請</u>を希望する者<u>（以下「更新申請者」という。）</u>は、申請書に在籍する高等学校等の長が作成した在学証明書兼報告書を添えて、委員会に<u>提出</u>しなければならない。 3 略

(奨学生の決定及び誓約書の提出) 第5条 委員会は、前条の規定により申請があったときは、大和市奨学生選考審査会<u>の意見を聴き</u>、奨学金の給付を受けることが適当であると認められる者（以下「奨学生」という。）及び不採用者を決定し、奨学生選考決定通知書により本人及び保護者に通知するものとする。 2 奨学生に決定された者は、前項<u>に規定する</u>通知を受けた日から10日以内に誓約書を委員会に提出しなければならない。 3 略 (奨学金の給付方法) 第6条 奨学金は、<u>9月30日</u>までに口座振込により給付する。 (奨学金の返還) 第8条 奨学金は、返還を要しない。ただし、奨学生が虚偽の申請その他不正の手段により奨学金を受けたとき、<u>又は</u>前条の規定による義務を怠ったときは、既に受けた奨学金を返還しなければならない。	(奨学生の決定及び誓約書の提出) 第5条 委員会は、前条の規定により申請があったときは、大和市奨学生選考審査会（以下「審査会」という。）<u>に諮り</u>、奨学金の給付を受けることが適当であると認められる者（以下「奨学生」という。）及び不採用者を決定し、奨学生選考決定通知書により本人及び保護者に通知するものとする。 2 奨学生に決定された者は、前項<u>の</u>通知を受けた日から10日以内に誓約書を委員会に提出しなければならない。 3 略 (奨学金の給付方法) 第6条 奨学金は、<u>9月</u>までに口座振込により給付する。 (奨学金の返還) 第8条 奨学金は、返還を要しない。ただし、奨学生が虚偽の申請その他不正の手段により奨学金を受けたとき<u>又は</u>前条の規定による義務を怠ったときは、既に受けた奨学金を返還しなければならない。
--	--

○大和市奨学金給付規則

昭和49年2月16日教委規則第2号

改正

昭和49年12月3日教育委員会規則第15号
 昭和55年3月29日教育委員会規則第4号
 昭和56年3月23日教育委員会規則第1号
 昭和58年3月25日教育委員会規則第2号
 昭和61年3月25日教育委員会規則第4号
 昭和63年3月24日教育委員会規則第5号
 平成元年2月23日教育委員会規則第3号
 平成2年3月7日教育委員会規則第3号
 平成16年3月29日教育委員会規則第4号
 平成16年8月26日教育委員会規則第6号
 平成17年3月25日教育委員会規則第5号
 平成20年5月28日教育委員会規則第15号
 平成24年3月30日教育委員会規則第3号

大和市奨学金給付規則

(目的)

第1条 この規則は、経済的理由により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程に限る。）（以下これらを「高等学校等」という。）への就学が困難な者に対して、奨学金を給付し、もって修学を奨励することを目的とする。

(奨学金の受給資格)

第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記載されている者で、かつ、本市に引き続き1年以上居住していること。
- (2) 学資の支弁が困難であること。（生活保護法（昭和25年法律第144号）第17条第2号の規定に該当するものとして、高校就学費用の給付を受ける者を除く。）
- (3) 学業成績が優良であり、かつ、品行方正であること。
- (4) 申請日現在で保護者に市税等の滞納がないこと。

(奨学金の額及び給付期間)

第3条 奨学金の額は、年額40,000円とする。

- 2 前項に規定する奨学金の給付期間は、1年間とする。ただし、在学する高等学校等の正規の修業期間は、更新申請ができるものとする。

(奨学金の給付申請)

第4条 大和市立中学校第3学年に在籍する者で、奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書（以下「申請書」という。）に在籍する中学校の長（以下「中学校長」という。）の推薦書を添え、中学校長を経由して大和市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

- 2 高等学校等第2学年以上の者で、更新申請を希望する者（以下「更新申請者」という。）は、申請書に在籍する高等学校等の長が作成した在学証明書兼報告書を添えて、委員会に提出しなければならない。

ならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、更新申請を行うことができない。ただし、休学の理由がやむを得ないものと委員会が認めたときは、この限りではない。

- (1) 休学しているとき。
- (2) 奨学金の給付を必要としない事情が生じたとき。
- (3) 市外に転出したとき。

(奨学生の決定及び誓約書の提出)

第5条 委員会は、前条の規定により申請があったときは、大和市奨学生選考審査会（以下「審査会」という。）に諮り、奨学金の給付を受けることが適当であると認められる者（以下「奨学生」という。）及び不採用者を決定し、奨学生選考決定通知書により本人及び保護者に通知するものとする。

2 奨学生に決定された者は、前項の通知を受けた日から10日以内に誓約書を委員会に提出しなければならない。

3 前項に規定する期間内に誓約書を提出しなかった者は、奨学生となることを辞退したものとみなす。

(奨学金の給付方法)

第6条 奨学金は、9月までに口座振込により給付する。

(届出の義務)

第7条 奨学生は、次の各号の1に該当する場合には、奨学生異動届を委員会に提出しなければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 本人の身分、住所その他の事項に異動があったとき。
- (3) 生活保護法による高等学校等就学費を受給するようになったとき。

(奨学金の返還)

第8条 奨学金は、返還を要しない。ただし、奨学生が虚偽の申請その他不正の手段により奨学金を受けたとき又は前条の規定による義務を怠ったときは、既に受けた奨学金を返還しなければならない。

(様式)

第9条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年3月1日から施行し、昭和48年度の中学校卒業生から適用する。

附 則（昭和49年教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年教委規則第4号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年教委規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引続き使用することができる。

附 則（昭和58年教委規則第2号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年教委規則第4号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年教委規則第5号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、改正前の大和市奨学金給付規則の規定により、既に行われた奨学金の申請については、改正後の大和市奨学金給付規則の規定により行われたものとみなす。

附 則（平成元年教委規則第3号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、改正前の大和市奨学金給付規則の規定により、既に行われた奨学金の申請については、改正後の大和市奨学金給付規則の規定により行われたものとみなす。

附 則（平成2年教委規則第3号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則（平成17年教委規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、奨学生として決定を受けている者に対する奨学金の給付等については、なお従前の例による。

別表

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	奨学金給付申請書	第4条
第2号様式	推薦書	第4条
第3号様式	在学証明書兼報告書	第4条

第 4 号様式	奨学生選考決定通知書	第 5 条
第 5 号様式	誓約書	第 5 条
第 6 号様式	奨学金給付決定通知書	第 6 条
第 7 号様式	奨学生異動届	第 7 条

議案第 26 号

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案に関する
意見聴取について

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

令和 8 年 9 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 藤 井 明

令和8年9月14日

大和市教育委員会教育長 藤 井 明 殿

大和市長 古 谷 田 力



大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について（聴取）

このことについて、別添の大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見聴取します。

事務担当：未来政策部 政策総務課 行政改革推進係
内 線：5352

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大和市附属機関の設置に関する条例（昭和３３年大和町条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表大和市教科用図書採択検討委員会の項中「大和市教科用図書採択検討委員会」を「大和市教科書等採択検討委員会」に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「教科用図書」を「教科書等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３６年大和市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条第５３号及び別表第５３号中「教科用図書採択検討委員会」を「教科書等採択検討委員会」に改める。

大和市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案			現行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関	設置目的	委員の数	附属機関	設置目的	委員の数
略			略		
<u>大和市教科書等採択検討委員会</u>	<u>義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律</u> （昭和38年法律第182号）第13条第1項の規定に基づく <u>教科書等</u> の採択につき、教育委員会の諮問に応じて調査検討し、その結果を報告する。	略	<u>大和市教科用図書採択検討委員会</u>	<u>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律</u> （昭和38年法律第182号）第13条第1項の規定に基づく <u>教科用図書</u> の採択につき、教育委員会の諮問に応じて調査検討し、その結果を報告する。	略
略			略		

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第２項）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行																								
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の 2 の規定に基づき、次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。 （1）～(52) 略 (53) <u>教科書等採択検討委員会</u>の委員 (54)～(72) 略	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の 2 の規定に基づき、次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。 （1）～(52) 略 (53) <u>教科用図書採択検討委員会</u>の委員 (54)～(72) 略																								
別表（第 2 条関係）	別表（第 2 条関係）																								
<table><tr><th>番号</th><th>職名</th><th>報酬の額</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>53</td><td><u>教科書等採択検討委員会</u>の委員</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	番号	職名	報酬の額	略			53	<u>教科書等採択検討委員会</u> の委員	略	略			<table><tr><th>番号</th><th>職名</th><th>報酬の額</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>53</td><td><u>教科用図書採択検討委員会</u>の委員</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	番号	職名	報酬の額	略			53	<u>教科用図書採択検討委員会</u> の委員	略	略		
番号	職名	報酬の額																							
略																									
53	<u>教科書等採択検討委員会</u> の委員	略																							
略																									
番号	職名	報酬の額																							
略																									
53	<u>教科用図書採択検討委員会</u> の委員	略																							
略																									

○大和市附属機関の設置に関する条例

昭和33年 5 月 1 日条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、他の法令に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

附属機関	設置目的	委員の数
大和市消防運営審議会	消防行政の円滑な運営を図るために必要な事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	人 10以内
大和市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の規定に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議し、総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。	20以内
大和市駐留軍関係離職者等対策協議会	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）第 9 条の規定に基づき、駐留軍関係離職者等対策の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図ること。	20以内
大和市文化財保護審議会	本市における文化財の保存及び活用に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	5 以内
大和市特別職報酬等審議会	市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	10以内
大和市下水道運営審議会	本市の下水道使用料、下水道事業受益者負担金その他下水道の運営に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	11以内
大和市総合計画審議会	本市の総合計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	20以内
大和市立病院運営審議会	大和市立病院の増改築その他の運営に関する基本的事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	10以内
大和市予防接種健康被害調査委員会	各種予防接種に起因する健康被害につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	9 以内

大和市予防接種運営 審議会	本市における予防接種業務を円滑かつ安全に行うために必要な事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告する。	7 以内
大和市市営住宅運営 審議会	市営住宅の整備、家賃、入居者選考その他管理に関する基本的事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	11 以内
大和市町界町名審議 会	町界町名の設定、廃止及び変更並びに住居表示の実施に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	20 以内
大和市奨学生選考審 査会	奨学生の選考に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて審査し、その結果を報告する。	3 以内
大和市社会福祉審議 会	社会福祉に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	15 以内
大和市ホテル等建築 審議会	大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例（昭和62年大和市条例第29号）第5条第2項の規定による承認に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	10 以内
大和市建築紛争調停 委員会	大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例（平成9年大和市条例第9号）第8条第5項の意見を申し述べ、及び中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	5 以内
大和市環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項につき、並びに一般廃棄物の減量等に関する事項等につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	15 以内
大和市街づくり推進 会議	街づくりに関する事項、景観形成に関する事項及び屋外広告物に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は市長に意見を述べる。	13 以内
大和市協働推進会議	大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年大和市条例第20号）第13条第1項の規定による協働事業の提案につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	7 以内
大和市高齢者保健福 祉計画・介護保険事業 計画審議会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	14 以内
大和市介護保険サー ビス審議会	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく地域密着型サービス事業その他介護保険サービスに関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	9 以内

大和市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法の規定に基づく地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	10以内
大和市高齢者・保健サービス審議会	高齢者の福祉の措置に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	11以内
大和市障がい者福祉計画審議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者のための施策に係る基本的な計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	11以内
大和市入札監視委員会	入札及び契約事務の適正な運営及び透明性の確保に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告し、又は市長に意見を述べる。	5 以内
大和市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項等につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	17以内
大和市教科用図書採択検討委員会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項の規定に基づく教科用図書の採択につき、教育委員会の諮問に応じて調査検討し、その結果を報告する。	9 以内
大和市いじめ問題対策調査会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び同法第28条第1項の規定に基づき、市立学校における同項の重大事態につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	9 以内
大和市いじめ問題再調査会	いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	5 以内
大和市内部通報審査会	内部通報に係る改善措置案につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	3 以内
大和市特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する	本市内の子ども・子育て支援法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所又はそれに類する施設において、不適切な保育若しくは重大事故が発生し、又はそれらの発生が	5 以内

る第三者委員会	疑われる場合において当該事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	
---------	---	--

○大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和36年3月31日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 教育委員会の委員
- (2) 選挙管理委員会の委員（地方自治法第189条第3項の規定による臨時に補充された委員を含む。）
- (3) 監査委員
- (4) 公平委員会の委員
- (5) 農業委員会の委員
- (6) 固定資産評価審査委員会の委員
- (7) 総合計画審議会の委員
- (8) いじめ問題再調査会の委員
- (9) 市民参加推進・評価会議の委員
- (10) 防災会議の委員
- (11) 国民保護協議会の委員
- (12) 情報公開審査会の委員
- (13) 個人情報保護審査会の委員
- (14) 行政不服審査会の委員
- (15) 特別職報酬等審議会の委員
- (16) 公務災害補償等認定委員会の委員
- (17) 公務災害補償等審査会の委員
- (18) 退職手当審査会の委員
- (19) ハラスメント対策委員会の委員
- (20) 内部通報審査会の委員
- (21) 入札監視委員会の委員
- (22) 建築紛争調停委員会の委員
- (23) 国民健康保険運営協議会の委員
- (24) 協働推進会議の委員
- (25) 環境審議会の委員
- (26) 駐留軍関係離職者等対策協議会の委員
- (27) 民生委員推薦会の委員
- (28) 災害弔慰金等支給審査委員会の委員
- (29) 社会福祉審議会の委員
- (30) 予防接種健康被害調査委員会の委員
- (31) 予防接種運営審議会の委員
- (32) 障害者介護給付費等審査会の委員
- (33) 介護認定審査会の委員

- (34) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の委員
- (35) 介護保険サービス審議会の委員
- (36) 地域包括支援センター運営協議会の委員
- (37) 高齢者・保健サービス審議会の委員
- (38) 障がい者福祉計画審議会の委員
- (39) 子ども・子育て会議の委員
- (40) 特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する第三者委員会の委員
- (41) 街づくり推進会議の委員
- (42) 市営住宅運営審議会の委員
- (43) 都市計画審議会の委員
- (44) ホテル等建築審議会の委員
- (45) 建築審査会の委員
- (46) 開発審査会の委員
- (47) 町界町名審議会の委員
- (48) 土地区画整理審議会の委員
- (49) 土地区画整理事業の評価員
- (50) 下水道運営審議会の委員
- (51) 学校給食共同調理場運営協議会の委員
- (52) 奨学生選考審査会の委員
- (53) 教科用図書採択検討委員会の委員
- (54) いじめ問題対策調査会の委員
- (55) 社会教育委員
- (56) 文化芸術振興審議会の委員
- (57) 文化創造拠点等運営審議会の委員
- (58) 文化財保護審議会の委員
- (59) 青少年問題協議会の委員
- (60) スポーツ推進審議会の委員
- (61) 選挙長
- (62) 投票管理者
- (63) 期日前投票管理者
- (64) 開票管理者
- (65) 投票立会人
- (66) 期日前投票立会人
- (67) 開票立会人
- (68) 選挙立会人
- (69) 市立病院運営審議会の委員
- (70) 消防運営審議会の委員
- (71) 消防団の役員及び団員
- (72) 前各号以外の非常勤の職員
(報酬の額)

第2条 前条第1号から第71号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表による。

2 前条第72号に規定する非常勤の職員の受ける報酬の額は、勤務1日につき、62,000円を超えない範囲内とする。ただし、356,000円を超えない範囲内において月額又は年額で定めることができる。

3 前項の規定により報酬を受ける職員の職及び報酬の額は、規則で定める。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、次に掲げるところにより支給するものとする。

(1) 日額による報酬は、その都度支給する。ただし、任命権者がやむを得ないと認めた場合においては、当月分を翌月の初日から末日までの間に支給することができる。

(2) 月額による報酬は、当月分を翌月の初日から末日までの間に支給する。

(3) 年額による報酬は、毎年4月から翌年3月までの1年間を半期に区分し、各区分の最終の月の翌月の初日から末日までの間に等分して支給する。ただし、任命権者がやむを得ないと認めた場合においては、当該年度の最終の月の翌月の初日から末日までの間に一括して支給することができる。

(4) その他の報酬は、その都度支給する。

2 特別職の職員が、退職、失職又は死亡したときは、報酬をその都度支給する。

3 報酬が月額又は年額で定められている場合に、月又は年の中途において新たに特別職の職員となったときはその日から、退職、失職又は死亡したときはその日まで、報酬を支給する。

4 前項に規定する報酬が年額で定められている場合の報酬の算出方法は、月割計算とする。

5 前2項の規定により報酬を支給する場合において、その月の中途から又は中途までの当該月分について支給するときは、当該月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

6 報酬を計算する場合において、当該報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が職務のために旅行したときは、その旅費を弁償する。

2 特別職の職員で、任命権者が特に必要と認めるものについては、その者の住所地又は勤務地から会議等に参加するために必要とする鉄道賃、車賃その他の実費を弁償することができる。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定により弁償する旅費は、大和市職員の旅費に関する条例(昭和37年大和市条例第4号)の規定により支給する旅費の例による。

附 則

1 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

2 大和市非常勤特別職等の職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年大和町条例第30号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

番号	職名		報酬の額	
1	教育委員会の委員		月額	円 117,000
2	選挙管理委員会の委員	委員長	月額	51,000
		委員	月額	44,500
		補充員	日額	8,900

3	監査委員	議員のうちから選任された者	月額	44,500
		識見を有する者のうちから選任された者	月額	131,000
4	公平委員会の委員	委員長	日額	15,000
		委員	日額	14,000
5	農業委員会の委員	会長	月額	47,500
		会長代理	月額	37,500
		委員	月額	34,000
6	固定資産評価審査委員会の委員		日額	11,000
7	総合計画審議会の委員		日額	8,900
8	いじめ問題再調査会の委員	医師	日額	23,000
		上記以外の委員	日額	14,000
9	市民参加推進・評価会議の委員		日額	8,900
10	防災会議の委員		日額	8,900
11	国民保護協議会の委員		日額	8,900
12	情報公開審査会の委員		日額	8,900
13	個人情報保護審査会の委員		日額	8,900
14	行政不服審査会の委員		日額	8,900
15	特別職報酬等審議会の委員		日額	8,900
16	公務災害補償等認定委員会の委員		日額	8,900
17	公務災害補償等審査会の委員		日額	8,900
18	退職手当審査会の委員		日額	14,000
19	ハラスメント対策委員会の委員	有識者	日額	14,000
		上記以外の委員	日額	8,900
20	内部通報審査会の委員	弁護士	日額	14,000
		上記以外の委員	日額	8,900
21	入札監視委員会の委員		日額	14,000
22	建築紛争調停委員会の委員		日額	16,000
23	国民健康保険運営協議会の委員	会長	日額	9,300
		委員	日額	8,900
24	協働推進会議の委員		日額	8,900
25	環境審議会の委員		日額	8,900
26	駐留軍関係離職者等対策協議会の委員		日額	8,900
27	民生委員推薦会の委員		日額	8,900
28	災害弔慰金等支給審査委員会の委員	医師	日額	23,000
		弁護士	日額	14,000
		上記以外の委員	日額	8,900
29	社会福祉審議会の委員		日額	8,900

30	予防接種健康被害調査委員会の委員	日額	23,000
31	予防接種運営審議会の委員	日額	8,900
32	障害者介護給付費等 審査会の委員	合議体長及び副合議体長	日額 25,000
		医師	日額 23,000
		上記以外の委員	日額 19,000
33	介護認定審査会の委員	合議体長及び副合議体長	日額 25,000
		医師及び歯科医師	日額 23,000
		上記以外の委員	日額 19,000
34	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の委員	日額	8,900
35	介護保険サービス審議会の委員	日額	8,900
36	地域包括支援センター運営協議会の委員	日額	8,900
37	高齢者・保健サービス 審議会の委員	医師	日額 23,000
		上記以外の委員	日額 8,900
38	障がい者福祉計画審議会の委員	日額	8,900
39	子ども・子育て会議の委員	日額	8,900
40	特定地域型保育事業所等における不適切保育等に関する 第三者委員会の委員	日額	14,000
41	街づくり推進会議の委員	日額	8,900
42	市営住宅運営審議会の委員	日額	8,900
43	都市計画審議会の委員	日額	8,900
44	ホテル等建築審議会の委員	日額	8,900
45	建築審査会の委員	会長	日額 15,000
		委員	日額 14,000
46	開発審査会の委員	会長	日額 15,000
		委員	日額 14,000
47	町界町名審議会の委員	日額	8,900
48	土地区画整理審議会の委員	日額	8,900
49	土地区画整理事業の評価員	日額	8,900
50	下水道運営審議会の委員	日額	8,900
51	学校給食共同調理場運営協議会の委員	日額	8,900
52	奨学生選考審査会の委員	日額	8,900
53	教科用図書採択検討委員会の委員	日額	8,900
54	いじめ問題対策調査 会の委員	専門委員	医師 日額 23,000
			上記以外の専門 委員 日額 14,000
		上記以外の委員	日額 8,900
55	社会教育委員	日額	8,900
56	文化芸術振興審議会の委員	日額	8,900

57	文化創造拠点等運営審議会の委員		日額	8,900		
58	文化財保護審議会の委員		日額	8,900		
59	青少年問題協議会の委員		日額	8,900		
60	スポーツ推進審議会の委員		日額	8,900		
61	選挙長		1 選挙につき	32,000		
62	投票管理者		1 選挙につき	30,000		
63	期日前投票管理者		日額	15,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額		
64	開票管理者		1 選挙につき	30,000		
65	投票立会人		1 選挙につき	13,500		
66	期日前投票立会人		日額	12,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額		
67	開票立会人		1 選挙につき	13,500		
68	選挙立会人		1 選挙につき	13,500		
69	市立病院運営審議会の委員		日額	8,900		
70	消防運営審議会の委員		日額	8,900		
71	消防団の役員及び団員	団長	年額	127,000		
		副団長	年額	101,000		
		分団長	年額	82,000		
		副分団長	年額	57,000		
		部長	年額	51,000		
		班長	年額	44,500		
		団員	年額	41,500		
			日額	水火災又は地震等の災害に出動した場合	勤務時間が4時間以上のとき	8,000
					勤務時間が4時間未満のとき	4,000

				警戒、訓練 等に従事し た場合	3,000
--	--	--	--	-----------------------	-------

令和 8 年 9 月 2 9 日

大和市長 古谷田 力 様

大和市教育局
教育長 藤 井 明

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案に関する
意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき意見聴取された上記の件について、特段の意見はありません。

令和7年度学校評価について

その他報告

令和8年9月29日

学校評価の目的

- 学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- 学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- 学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

大和市学校教育基本計画に基づく 令和7年度学校評価アンケート

※各学校の自己評価 A:達成できた、B:おおむね達成できた、C:達成に及ばなかった、D:課題がある

基本目標		施策の方向		具体的な内容例	評価	小	中	指導室 分析
基本目標 1	多様性を尊重し、人や社会とつながる力を育みます	1	互いを尊重し、認め合う学校づくりの推進	・魅力ある学校づくり ・人権教育 ・道徳教育 ・いじめ対策 ・相談・支援体制 ・関係機関との連携	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	11 8 0 0	7 2 0 0	魅力ある学校づくりの推進にむけて、各学校で創意工夫し、研究を行っている。各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、児童支援中核教諭・生徒指導担当教諭を中心に、未然防止や早期発見・早期対応ができるよう、教職員で共通理解を図るとともに、関係機関とも連携しながら、対応をしている。外部講師を招聘し、人権教室や講演会等を実施し、人権教育を推進している。一方、学校に求められることが多様化しており、学校だけでは対応が難しく、苦慮している実態がある。
		2	一人ひとりに応じた不登校対策の充実	・不登校対策 ・相談・支援体制 ・関係機関との連携 ・不登校支援員等の人材活用	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	12 7 0 0	7 2 0 0	校内教育支援センターを設置し、不登校支援員や相談員等とも連携しながら、各学校の状況に応じた運営をしており、児童生徒にとって安心できる居場所となっている。一方、持続可能な運営体制・方法については、より検討が必要である。教育相談コーディネーターを中心に、チームとして対応できるよう、定期的な支援会議の開催や関係機関と連携を図るなど、校内支援体制の整備や充実を図っている。
		3	支援の必要な児童生徒への適切な教育の推進	・障がいや外国につながりのある等の児童生徒への適切な支援 ・通常の学級での支援 ・SA、学習支援ボランティア等の人材活用	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	9 10 0 0	7 2 0 0	特別支援教育センター（アンダンテ）や日本語支援センター（スマイル）が、特別支援教育・国際教育のそれぞれの拠点として、各学校の状況に応じて学校訪問等を行う中で、支援や助言を行い、各学校の支援体制の構築につなげている。支援の必要な児童生徒の個々の教育的ニーズに適切に応えられるよう、SAや学習支援ボランティアなど多様な人材の活用し、関係機関とも連携を図りながら、指導・支援を行っている。
		4	地域と協働した学校教育の推進	・学校運営協議会 ・学校評議員会 ・地域の施設等訪問、ボランティア活動 ・学校評価 ・地域人材力等の活用	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	8 10 1 0	2 7 0 0	登下校の見守りや落ち葉清掃、学習への支援等、地域の方々から様々な支援をいただき、安全で安心な学校、貴重な学習体験を得ることにつながっている。学校評議員や学校運営協議会委員の方々や保護者からの学校評価アンケート等の意見も参考にしながら、学校運営の成果と課題を整理し、教育活動の改善を図っている。地域とともにある学校となるよう、今後も地域と協働した学校教育の推進を図っていく必要がある。

基本目標		施策の方向		具体的な内容例	評価	小	中	指導室 分析
基本目標 2	新しい時代に求められる資質・能力を育みます	1	学習過程を改善し質の高い学びを実現する取り組みの推進	・授業改善 ・指導と評価の一体化 ・校内研究 ・教材、教具の工夫 ・調べる学習（探究的活動）	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	10 9 0 0	5 4 0 0	教員同士が、互いの授業を見合ったり、対話を深めたりする等、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、さまざまな手法を用いて、授業研究、授業改善を行い、教員の指導力向上に努めている。各学校の実態に応じて、校内研究のテーマを設定し、講師招聘や指導主事による訪問研修等を実施している。また、ICT機器の有効活用がより進んでおり、教育効果が上がっている。
		2	想像力を育む読書活動の推進	・読書活動（朝読書・読み聞かせ等） ・学校図書館の活用 ・図書館教育の推進	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	6 13 0 0	3 6 0 0	学校司書や図書委員会の児童生徒の工夫により、明るく居心地の良い学校図書館が整備されていることで、日常的に本に親しむことができています。また、学校司書との連携により、調べ学習や探究学習にも蔵書が活用され、学習センターとしての機能の充実が見られている。朝読書やボランティアによる読み聞かせの実施等を通して、児童生徒の本への興味・関心が高まり、読書の幅も広がるなど、読書活動の推進につながっている。
		3	豊かな人間性を育む体験学習の充実	・体験活動 ・芸術鑑賞 ・福祉体験 ・伝統文化に触れる授業 ・職場体験、職業講話等 ・自然体験学習	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	14 5 0 0	7 2 0 0	芸術鑑賞会や対話による美術鑑賞では、演奏や演技等を生で鑑賞し、優れた芸術に触れることで、豊かな感性を育むことにつながっていると同時に、学習への意欲にもつながっている。手話や点字体験、車いすを利用したスポーツ体験や選手の体験談等、社会福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育むことができた。また、さまざまな体験活動を通して、共生社会・他者理解、人権や多様性の尊重等につながる学習の場となっていた。
		4	本市の教育課題に対応した研究・研修の実施	・人権意識の向上 ・校内研究・研修 ・授業改善 ・指導と評価の一体化	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	7 12 0 0	6 3 0 0	魅力ある学校づくりに向けて、各学校の実態に応じて、校内研究のテーマを設定し、講師招聘や指導主事による訪問研修等を実施している。また、教職員同士で授業を見合ったり、教材研究を行ったりする等、情報交換の場を設定し、校内でのOJTが広がるよう取り組みを進めている。不祥事防止研修や職員会議など、さまざまな機会を捉え継続的に教員の人権意識の向上を図っている。教職員の資質や能力の向上に向け、長期休業等を生かし、県や市主催の研修に参加している。
		5	教育ICT環境の整備及び利活用の推進	・ICT機器の活用 ・1人1台端末の活用 ・情報モラル教育 ・校務支援システムの活用	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	6 12 1 0	5 3 1 0	一人一台端末など、児童生徒一人ひとりに応じた学習環境を整えることができおり、その活用の仕方の幅も広がっている。また、ICT機器の活用も進み、視覚的に分かりやすい授業の展開や授業形態の多様化を図ることができている。情報モラル教育の重要性は年々高まっており、各学校で外部講師を活用した取り組みが見られているとともに、保護者へも啓発を図っている。

基本目標		施策の方向		具体的な内容例	評価	小	中	指導室 分析
基本目標 3	安全安心な環境を整え、健康な心身を育みます	1	健康な心身を育成する健康教育の推進	・健康教育 ・健康の保持増進 ・体力、運動能力の向上	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	7 12 0 0	7 1 1 0	体育・保健体育の授業を中心に、体力、運動能力の向上、健康の保持増進となるよう、取り組んでいる。また、休み時間等を活用したレクリエーションや委員会活動等で、児童生徒が主体となり企画した取り組みなどを実施している。日常の児童生徒の表情や態度のささいな変化を見逃すことがないよう、教職員による観察や言葉かけを行うとともに、児童生徒へのアンケートや教育相談も実施している。
		2	健康な心身を育成する食育の推進	・食育	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	6 13 0 0	1 8 0 0	給食指導や教科指導を通して、「食」の大切さや望ましい食習慣などについて、学んでいる。また、栄養教諭や栄養技師等の専門的見地からの授業も実施している。給食献立に郷土・行事食を取り入れたり、給食委員会が、給食時間の放送で、地域の方からの食材の紹介や献立の説明をしたりすること等を通して、児童生徒が「食」への関心を高められるよう、各学校で工夫して、取り組んでいる。
		3	安全安心で、落ち着いた学べる環境づくりの推進	・安全・防災教育 ・すぐる ・教室環境の整備・美化 ・学校施設の維持管理 ・学校安全計画等の見直し	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	9 10 0 0	6 3 0 0	様々な災害を想定した訓練や不審者対応訓練などを実施している。緊急時の際には、校務支援システムで、効果的な情報発信に努めている。地域のボランティアとも連携を図り、登下校時の児童生徒の安全を確保している。学校安全計画や学校防災マニュアル等については、定期的に見直しを行っているが、近年の局地的豪雨が従来の想定を超える突発的なケースが増えていることを踏まえ、より現実的に即したものに改善していく必要がある。
		4	教職員が働きやすい環境づくりの推進	・校務支援システムの活用 ・すぐる ・スクールサポートスタッフの活用	A・・・ B・・・ C・・・ D・・・	8 11 0 0	3 5 1 0	校務支援システムやデジタル連絡システムの有効活用により、事務作業や会議等の時間が短縮されたり、円滑な業務の推進が図られている。また、スクールサポートスタッフに学校の状況に応じた業務支援を依頼し、教職員の業務の負担軽減につながっており、より教材研究等の時間に充てることができる。

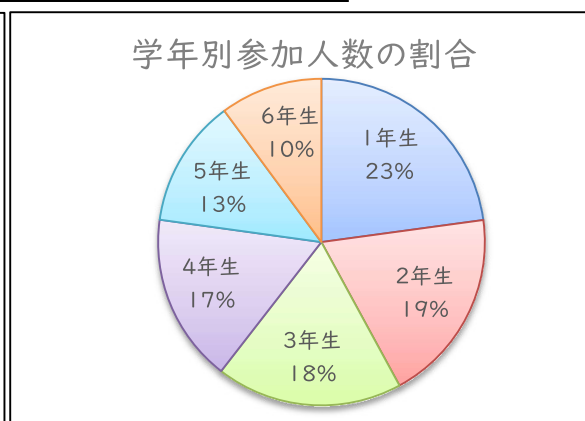
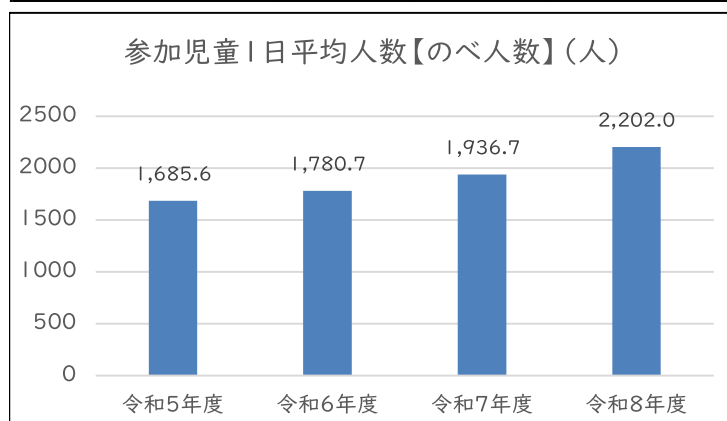
令和8年度 夏休み小学校寺子屋やまと について

(1) 参加児童人数【のべ人数】

単位:人	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	備考
令和5年度	4,034	3,438	2,932	2,718	2,113	1,621	16,856	10日間開催
令和6年度	4,102	3,647	3,001	2,744	2,472	1,841	17,807	10日間開催
令和7年度	2,596	2,772	2,502	2,171	1,812	1,704	13,557	7日間開催
令和8年度	2,011	1,695	1,625	1,467	1,119	891	8,808	4日間開催

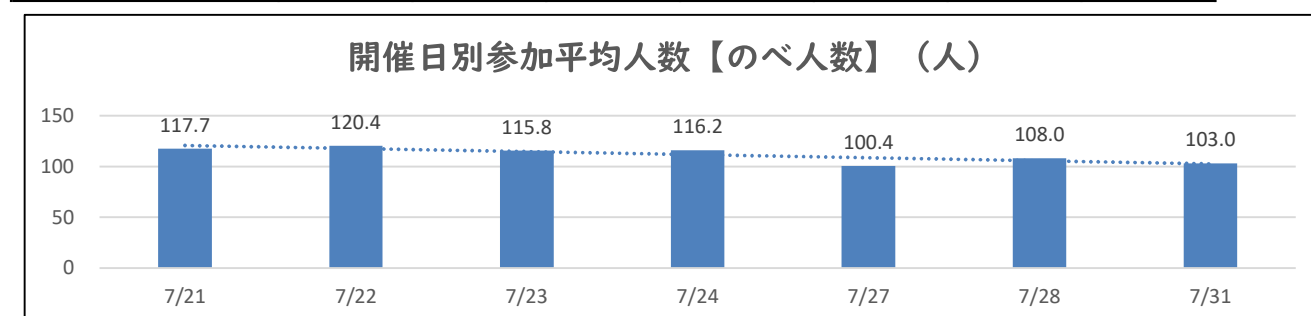
(2) 参加児童1日平均人数【のべ人数】

単位:人	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和5年度	403	344	293	272	211	162	1,685.6
令和6年度	410	365	300	274	247	184	1,780.7
令和7年度	371	396	357	310	259	243	1,936.7
令和8年度	503	424	406	367	280	223	2,202.0



(3) 開催日別参加人数【のべ人数】

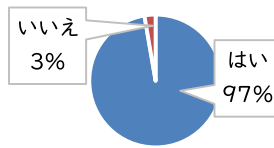
	7月21日 (火)	7月22日 (水)	7月23日 (木)	7月24日 (金)	7月27日 (月)	7月28日 (火)	7月31日 (金)
実施校数	16	16	18	18	5	2	1
人数(人)	1,883	1,927	2,085	2,092	502	216	103
1校平均(人)	117.7	120.4	115.8	116.2	100.4	108.0	103.0



令和8年度 夏休み小学校寺子屋やまと 児童からのアンケート

(1) 夏休み寺子屋やまとに来てよかったですか。

はい	97%
いいえ	3%



(2) 夏休み寺子屋やまとでどんな勉強をしましたか。(複数回答)

学校の宿題	92%
家で勉強している問題集など	45%
寺子屋のプリント	22%
作文・感想文	10%
絵やポスター・工作	8%

<その他>

・都道府県 ・自主学習 ・塾や習い事の課題
 ・英語 ・漢字検定 ・調べ学習 ・読書
 ・日本語の学習 ・そろばん ・自由研究 等

(3) 夏休み寺子屋やまとのいいところはどんなところですか。(複数回答)

わからないところを先生や友だちに教えてもらえる	68%
友だちと一緒に勉強できる	68%
落ち着いて勉強できる	59%
やる気が出る	57%

<その他>

・先生たちに大事な所を教えてもらえる。 ・頑張ったら先生にほめてもらえる。
 ・先生や友だちといろいろなことを話せる。 ・高校生や大学生の先生にも教えてもらえる。
 ・1学期に分からなかった問題ができる。 ・取り組んだことへの感想を言ってもらえる。
 ・寺子屋には先生や友だちがいて落ち着く。 ・整理整頓された涼しい教室で集中できる。
 ・図書館に行って本が読める。 ・机が大きくて習字やポスターに取り組みやすい。
 ・家にはないプリントや本で勉強ができる。 ・難しい問題や新しいことに挑戦ができる。